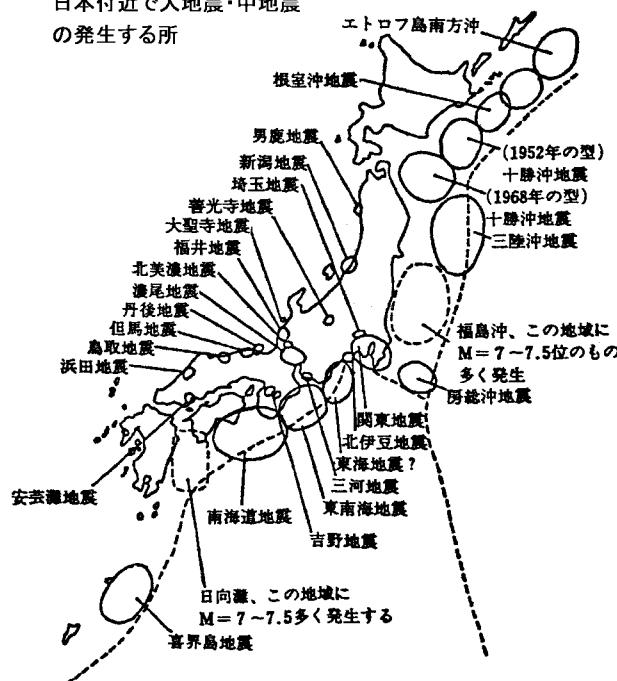


日本付近で大地震・中地震の発生する所



(一) 特定観測地域
過去に大地震がおこった記録のある地域、活断層のある地域、最近、地震活動が活発な地域、経済的に重要な地域

(二) 観測強化地域
観測の結果、地震の前兆ではないかと思われる異状現象がある地域、ここでは、異状現象が地震の前兆であるか、どうかを確認するため、更に観測が強化されます。

(三) 観測集中地域
異状現象が、地震発生と関連があると認められた地域、ここではあらゆる観測を集中して、地震予知に努めるが、現在ではこの地域の指定はありません。

(二) の観測強化地域に指定されております、東海と関東南部の二つの地域にはいろいろな観測設備があります。そのデータは、気象庁にてレーメーターで送りこまれ、観測の強化がなされています。

観測データーの異状が一定のレベルをこえた場合、わが国を代表する地震学者六人からなる、東海地域判定会が招集され地震発生の前兆にむすびつくかどうか、急いで判定され、その結果が「地震の可能性が高い」場合は、気象庁長官の予知情報及び、これに基づく内閣総理大臣の警戒宣言に結びつくことになります。

(オ) (エ) (ウ) (ア) (イ) (ウ)
理由。
その地震が発生するおそれ
その地震の大ささ。
その地震の予想震源域。

(ア) 地震の発生するおそれがあ
ること。
「おそれがある」と認めた
こと。

(ア) 観測データーに地震の前兆と思
われる異状が現れたときは、気象
庁長官はつぎのような地震予知情
報を内閣総理大臣に報告いたしま
す。

(4) 地震予知情報と警戒宣言

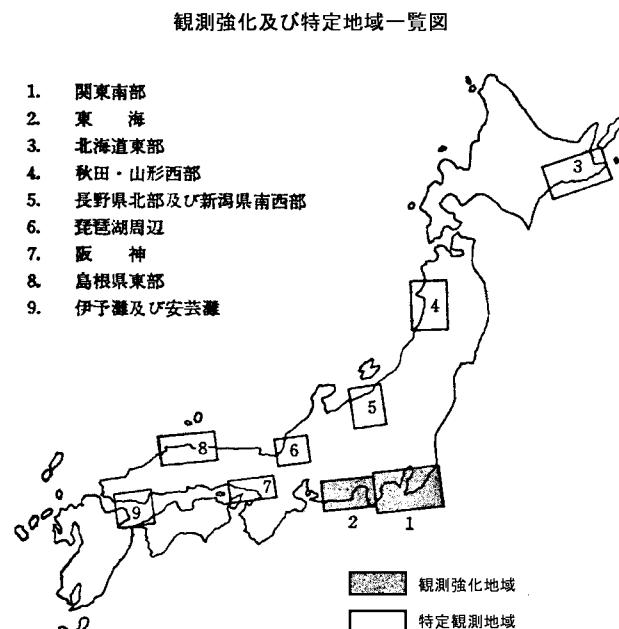
(カ) その地震が発生した場合の
各地の予想震度。
(キ) その地震により発する津波
の予想。
(ク) その他の特殊事情（満潮、
台風接近等）
(エ) 内閣総理大臣は、地震予知情報
の報告を受けて、緊急対策をとる
必要があると認めたときは、つぎ
のような内容の警戒宣言を発しま
す。

(ア) 地震予知情報の報告を受け
たこと。
(イ) 緊急の必要があると認めた
とき、警戒宣言を発する。

(ア) 国、県、市町村、特定の事
業所は応急対策をとる。
住民及びその他事業所も、

警戒態勢をとる。
警戒宣言が発せられたときは、
つづいて予知情報の内容が周知広
報されます。
なお、地震予知情報はその後の
観測データーの変化に応じて、随
時統報が出されます。その結果、
予知が空振りと判明したときは、
警戒宣言は解除されます。

(5) 警戒宣言発令



(次号へつづく)